

令和2年度 市・都民税納税通知書を送付

市・都民税(住民税)を個人で納付する方と年金から天引きされる方に、令和2年度の市・都民税納税通知書を6月3日に発送します。

納税通知書Q&A

Q 2月に昭島市に引っ越してきました。以前住んでいた市から納税通知書が送られてきたのはなぜですか。

A 住民税は、その年の1月1日現在に在っている市区町村で課税されます。今年1月2日以降に市外から転入した場合、令和2年度の住民税は昭島市では課税されません。以前住んでいた市などから納税通知書が送られますので、その自治体の支払い方法に従って納付をお願いします。

Q 給与から天引きされているのに、納税通知書が送られてきたのはなぜですか。

A 給与以外の所得を、確定申告または住民税申告していません。給与以外の所得にかかる住民税は、納税通知書での納付となっています。全額、給与からの天引きで納付を希望される方は、市役所市民税係へ連絡してください。

Q 確定申告書や源泉徴収票の控除額と納税通知書の控除額が違うのはなぜですか。

A 住民税における所得控除の金額は、地方税法で規定されています。地域社会の会費として住民に負担を求めるといふ趣旨から、社会保険料等控除を除き、所得税の所得控除より低い額となっています。

Q 昨年65歳になり公的年金等を受けていますが、昨年と今年納め方が違うのはなぜですか。

A 公的年金等を受けている65歳以上の方の住民税は、公的年金等から天引きされます。昨年度中に65歳になった方は、前年中の公的年金等に係る税額のうち半分を今年の住民税の第1期(6月)・第2期(8月)に納付書で納めていただき、残りの半分を3等分にして10月、12月、2月の公的年金等から天引きされます。☆詳しくは、市民税係へ。

市・都民税の課税・非課税証明書を発行

6月3日以降、市役所市民税係、東部出張所、あいぼっく、環境コミュニケーションセンター、武蔵野会館、緑会館で取得できます。郵送での請求もできます。

また、マイナンバーカードを利用

して、コンビニエンスストアでも取得できます。

ただし、市・都民税の申告をしていない場合は、取得できません。

☆詳しくは、市民税係へ。

納税猶予の特例制度

新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少などで納税が困難な方は、申請により猶予される場合があります。☆詳しくは、納税課へ。

住民票の写しなどのコンビニ交付サービスを一時停止

証明書の年度切り替え作業のため、マイナンバーカードを利用したコンビニエンスストアでの証明書の交付サービスを一時停止します。◇日時 6月2日(火)の午後5時30分～11時◇証明書の種類 住民票の写し、印鑑登録証明書、課税・非課税証明書☆詳しくは、市民税係へ。

電気自動車用急速充電スタンドの設置・廃止

◎設置 市役所西側駐車場に急速充電スタンドを新たに設置しました。◇利用時間 平日の午前7時～午後8時◇利用料 1回30分まで50円、または、お持ちの充電用カードで設定された金額◎廃止 あいぼっくの急速充電スタンドを、6月30日(火)の午後5時をもって廃止します。

☆詳しくは、環境課計画推進係へ。